

## 日向市営墓地の在り方検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 少子高齢化、核家族化の進展など社会状況が変化している中で、将来を見据えた今後の市営墓地の供給の在り方や方向性について検討するため、日向市営墓地の在り方検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討し、市長に報告する。

- (1) 市営墓地等の供給の在り方に関すること。
- (2) 市営墓地の整備に関すること。
- (3) 市営墓地等の経営に関すること。
- (4) その他必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者の中から市長が委嘱する者を委員として組織する。

- (1) 市内の公共的団体の推薦する者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は令和5年3月31日までとする。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。ただし、委員長が選出されていないときは、市長が招集する。

- 2 委員長は、委員の半数以上が出席しなければ、委員会を開き、議決をすることができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。
- 5 前各項の規定にかかわらず、委員長が緊急の決議を要し、かつ、委員会の招集若しくは成立が困難なとき、又はやむを得ない事由があると認めるときは、書面による審議をもって委員会の議事を決定することができる。

(守秘義務)

第7条 委員会の構成員及び構成員であったものは、委員会の職務に関し知り得た秘密を漏らしてはな

らない。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、市民課において処理する。

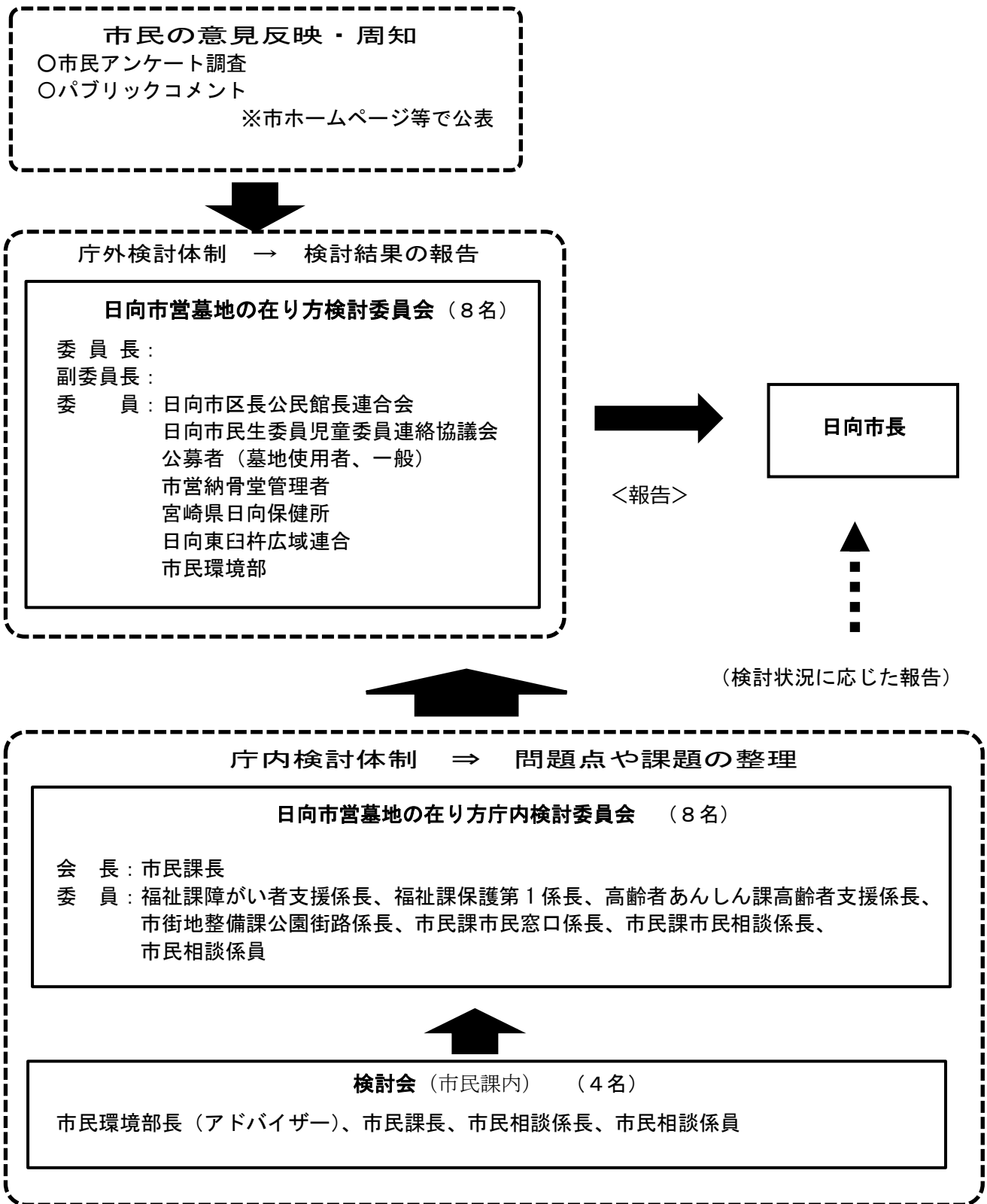
(委任)

第9条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

# 「日向市営墓地の在り方検討委員会」検討体制



# 日向市営墓地の在り方検討委員会

## 検討内容（案）

No	課題	詳細
1	お墓の承継、無縁墓対策	承継者がいないお墓に対しての対策、無縁墓の相続人調査、改葬・撤去について検討する。
2	使用料の変更、管理料の導入	長期的な墓地運営に向けて、使用料の変更や管理料導入についての是非、導入する場合の料金、タイミング、市民への説明について検討する。
3	施設の整備、交通機関	墓地公園としての利便性向上に向けて、設備の整備や増設、交通機関の強化の必要性について検討する。
4	新規区画の造成、納骨堂、合葬墓の導入	新規区画の造成の必要性や、納骨堂や合葬墓の導入の是非、導入する場合の建設場所や使用料、管理料、申込を受ける範囲について検討する。
5	管理運営体制	新たな体系の墓地や、管理料を導入する場合における、管理運営の外部委託の必要性について検討する。